

第5章

參考資料

第5章 参考資料

1. 関連法令・計画

関連法令・計画	解 説
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。5つの基本理念と、地方公共団体、国民の責務等について規定している。 参考：内閣府 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html
第4次男女共同参画基本計画（H28～H37）	男女共同参画社会基本法に基づき策定された国の計画。「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4点を強調した視点で策定されている。 参考：内閣府 http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html
静岡県男女共同参画推進条例	県における男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層確実なものとするため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、県の基本的施策を示すとともに、県、県民、民間の団体の責務を明らかにしている。 参考：静岡県 https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/menu03.html
第2次静岡県男女共同参画基本計画（H23～H32）	静岡県男女共同参画推進条例に基づき策定された計画。静岡県における男女共同参画社会実現に向けて基本的な静岡県の取組の方向を示している。 参考：静岡県 https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/dai2jikeikakusakutei.html
育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申し出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。 参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1q.pdf
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。地方公共団体や事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。 参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/jisedai-suisinhou.pdf

関連法令・計画	解 説
女子差別撤廃条約	<p>正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年第34回国連総会で130か国の賛成を得て採択され、我が国は昭和60年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。</p> <p>参考：外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001.html</p>
DV防止法	<p>正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。</p> <p>参考：内閣府 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/no_violence/dvhou.html</p>
男女雇用機会均等法	<p>正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。昭和61年に施行され、平成9年6月に女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。</p> <p>参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/20000401-29.pdf</p>
ワーク・ライフ・バランス憲章	<p>国の政労使トップで合意されたもので、国民的な取組の大きな方向性を示すもの。いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示している。</p> <p>参考：内閣府 http://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html</p>
湖西市男女共同参画推進条例	<p>一人ひとりが大切にされ、“自分らしくあること”ができる「男女共同参画社会」の実現をめざしている。男女共同参画社会の形成に関する取組を、より総合的にかつ計画的に推進するための指針として制定された条例。男性が直面している課題への取組に配慮していること、性同一性障害をもつ人その他多様な性をもつ人の人権についても配慮していること、「防災における促進」「多文化共生における促進」を基本的施策に示していることが特徴である。</p> <p>参考：湖西市 http://www.city.kosai.shizuoka.jp/7647.htm</p>
新・湖西市総合計画（H23～H32）	<p>湖西市の目指すべき将来像である、「市民協働で創る「市民が誇れる湖西市」」の実現のための施策などをまとめ、新たなまちづくりや行政経営の指針となる計画。</p> <p>参考：湖西市 http://www.city.kosai.shizuoka.jp/3717.htm</p>

湖西市 男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 基本施策（第 11 条—第 19 条）

第 3 章 推進体制（第 20 条—第 28 条）

第 4 章 湖西市男女共同参画審議会 （第 29 条—第 34 条）

第 5 章 雑則（第 35 条）

附則

全ての人が、お互いの人権と個性の多様性を大切にし、自らの意思により、能力を十分に発揮できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等に向けた様々な取組が進められてきました。

湖西市においても、「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を策定し、様々な施策を実施してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女平等の実現にはなお一層の努力が求められています。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、外国人居住者の増加等社会経済情勢の変化に対応し、誰もが対等な立場で活躍できるまちであるためには、自然と産業にめぐまれ、市民活動が盛んな本市の特性をいかしつつ男女共同参画の推進に、より一層取り組むことが重要であり、全ての人に、均等に責任を負っ

て社会に参画する機会を付与することが必要です。

ここに、私たちは、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進し、市民が誇れる未来のあるまちづくりに資するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又は市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民団体 自治会、町内会、PTA、特定非営利活動法人その他の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協力して行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及び次に掲げる事項が留意されること。
 - ア 男女共同参画の推進に当たっては、性同一性障害を持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮しなければならない。
 - イ 男女共同参画の推進に当たっては、女性が直面している課題や女性の参画

促進だけに注目するのではなく、男性が直面している課題への取組、男性の参画が少ない分野への男性の参画促進にも努めなければならない。

- (2) 男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として市の施策並びに事業者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され、その実現のために積極的格差改善措置が講ぜられること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として共に役割を担い、かつ、学校、職場、地域その他の社会生活における活動に平等に参画できるよう、仕事と生活の調和（第15条において「ワーク・ライフ・バランス」という。）に配慮されること。
- (6) 男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。
- (7) 男女共同参画の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、全ての人がある推進について積極的に協力し合うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同

参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育関係者と協力して行うとともに、国及び県その他の地方公共団体と連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が行う男女共同参画を推進するための活動の支援に努めるものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置及び必要な体制の整備をするよう努めるものとする。

5 市は、自らも事業者の一員として、男女共同参画を率先して推進するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について関心を持ち、理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において自主的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、就労者が職業生活と家庭生活その他の社会における活動とを両立できるよう就業時間等の規則及び職場環境を整備するとともに、その事業の業務における方針の立案及び決定の過程に男女が平等に参画できる機会を確保する等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、就労者に対し、男女共同参画

の推進に役立つ情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民団体の責務）

第7条 市民団体は、その運営又は活動の意思決定に男女が平等に参画し、共に責任を担う環境を整備するとともに、男女が互いに能力を発揮できるよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、男女共同参画の理念をよく理解し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第9条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別を理由として個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の表現への配慮）

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げ

る表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(意識づくりの促進)

第11条 市は、男女共同参画の意識づくり及び意識改革を進めるため、啓発活動及び学習機会の提供を行うものとする。

(政策・方針決定の場における促進)

第12条 市は、市の政策又は方針の策定に関する審議会が審議を行い、又は事業者、市民団体若しくは教育関係者がその方針を決定するに当たっては、男女共同参画を促進するための情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(地域活動における促進)

第13条 市は、自治会、町内会、PTA等地域活動において男女が共に参画できるよう、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(雇用における促進)

第14条 市は、雇用における男女共同参画社会の形成を促進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(仕事と生活の調和の促進)

第15条 市は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(男女の生涯にわたる健康の促進)

第16条 市は、市民が性差に関する理解を深め、男女が共に生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(暴力の根絶)

第17条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性

に起因する暴力への不安や恐れがないことは、男女が個人として十分に能力を発揮するための最低限の条件であることから、男女共同参画の推進においては、暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進するものとする。

(防災における促進)

第18条 市は、防災(災害復興を含む。)に係る施策及び現場における男女共同参画を促進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

(多文化共生における促進)

第19条 市は、男女共同参画の推進に当たって、多文化共生社会を目指すまちづくりに関する事業との連携に努めるものとする。

第3章 推進体制

(男女共同参画の計画)

第20条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、これに基づく施策を実施しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第29条の湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第21条 市長は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の

形成に配慮するものとする。

(実施状況の報告)

第 22 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、第 29 条の湖西市男女共同参画審議会の意見を付して公表するものとする。

(事業者、市民団体及び教育関係者からの報告)

第 23 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者、市民団体及び教育関係者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言することができる。

(調査及び研究)

第 24 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び効果的な実施のため調査及び研究を行い、その成果の活用に努めるものとする。

(情報提供及び広報活動)

第 25 条 市は、男女共同参画の推進について市民、事業者、市民団体及び教育関係者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて相談体制及び支援策を含む情報の提供を行うものとする。

2 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 26 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、男女共同参画社会の実現を目指して活動する市民団体のネットワークと協働し、その活動及び取組を支援するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行

う男女共同参画地区推進員を置くことができる。

(積極的格差改善措置)

第 27 条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女間に生じていると認めるときは、市民、事業者、市民団体及び教育関係者と協力し積極的格差改善措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、政策決定過程への女性の参画を推進するため、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の任命又は委嘱をするに当たっては、積極的に女性の任命又は委嘱をし、積極的格差改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第 28 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り適切に対応するよう努めるものとする。

第 4 章 湖西市男女共同参画審議会

(設置)

第 29 条 市に、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 30 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 20 条第 2 項及び第 22 条の規定に基づき市長に意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要な施策その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。

(組織及び委員)

第 31 条 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 32 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 33 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 34 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 基本計画が定められるまでの間、平成 24 年 2 月に定められた「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を基本計画とみなす。

第 5 章 雑則

2. 計画策定の経緯

<男女共同参画審議会>

開催日	回	内 容
平成27年6月12日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・平成26年度男女共同参画推進プラン進捗状況等について ・「女と男プランこさい」の改訂について ・市民意識調査案について
平成27年10月23日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査結果について ・次期男女共同参画プラン案について
平成28年1月15日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次湖西市男女共同参画推進計画案について
平成28年3月24日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次湖西市男女共同参画推進計画最終案について

<男女共同参画推進委員会（庁内）>

開催日	回	内 容
平成27年5月29日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度男女共同参画推進プラン進捗状況等について ・「女と男プランこさい」の改訂、市民意識調査案について
平成27年10月15日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査結果について ・次期男女共同参画プラン案概要について
平成28年1月14日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次湖西市男女共同参画推進計画案について

<市民意識調査・パブリックコメント>

実施期間	内 容
平成27年 7月7日～7月21日	市民意識調査の実施 調査対象：湖西市在住の18歳以上の男女1,500人 調査方法：郵送配布・郵送回収 有効回収率：513票（34.2%）
平成28年 1月25日～2月12日	パブリックコメントの実施

3. 委員名簿

氏名	所属	備考
荒井千鶴子	NPO法人浜松カウンセリングセンター	
池田恵子	静岡大学教育学部（教授）	会長
伊藤小夜子	湖新楽交流会	副会長
岩崎典子	県立湖西高等学校（副校長）	
笠木正憲	FDK(株)人事勤労部長	
五味道隆	公募市民	
末吉由佳	外国にルーツのある市民	
原道也	弁護士	
三浦光雄	湖西市民生委員児童委員協議会副会長	
山下美恵子	新居町婦人会	

五十音順

4. 用語解説

用語	解説
一般事業主行動計画	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備のほか、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取組を具体的に盛り込んだもの。次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員101人以上の事業主は一般事業主行動計画を策定し、県労働局に届け出ることが義務付けられている。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めること。
湖新楽交流会	団体及び個人が情報を交換し合い、お互いに連携を図るとともに、男女共同参画社会を目指した交流活動を展開している団体。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	職場・学校・地域活動等において、本人の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事などをしていくうえで、一定の不利益を受けたり、環境が悪化したりすること。
男女共同参画社会づくり宣言事業所	従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和の推進などの男女共同参画の取組を宣言し、静岡県へ登録した事業所のこと。
デートDV	恋人同士間で起こる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力（デートの費用を払わせる、お金を借りたままにするなど）、社会的暴力（メールや電話の履歴をチェックする、友人関係を制限するなど）を受けること。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人などの親しい関係にある人から、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）、性的暴力（性行為を強要するなど）、精神的暴力（無視する、ののしる、ばかにするなど）、経済的暴力（働かせない、お金を使わせないなど）、社会的暴力（人間関係や行動を制限する、監視するなど）を受けること。
パタニティ・ハラスメント	育児休業取得や、育児参画目的の短時間勤務、フレックス勤務などを活用することを希望する男性社員に対して行われる、嫌がらせ行為のこと。
マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠・出産をきっかけに女性社員に対して行われる精神的・肉体的な嫌がらせ行為のこと。妊娠・出産を理由とした解雇や自主退職の強要、雇い止め、育児休業を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなども含まれる。
モラル・ハラスメント	自覚の有無にかかわらず、身体的な暴力だけでなく、態度や言葉などによって行われる精神的な嫌がらせ・迷惑行為のこと。

用 語	解 説
ライフステージ	人間の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に段階区分したもの。
性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス /ライツ)	生殖システム、機能や活動過程のすべての面において完全に良好な状態であり、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもの人数や子どもを持つ時期を決める自由がある状態と権利のこと。平成6年にカイロで開かれた国際人口開発会議において合意された。
ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した生活（子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などあらゆる活動が含まれる。）を両立させながら、個人の能力を最大限発揮できるように支援する考え方や施策のこと。仕事優先から仕事と生活のバランスがとれた働き方や生き方への展開が求められるようになってきている。